

神奈川大学人文学会会則

- 第1条** 本会は神奈川大学人文学会と称する。
- 第2条** 本会は人文学を中心とする学術を研究し、会員相互の研鑽に資すると共に、社会一般の文化の発展に貢献することを目的とする。
- 第3条** 本会は上の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 研究会を開催し、会員の研究を発表する。
 2. 研究機関誌及びその他の出版物を刊行する。
ただし、研究機関誌の執筆については細則を設ける。
 3. 公開講演会、シンポジウム及び講習会を開催する。
 4. 学生部会を設け、学生の文化活動を支援・促進する。
 5. 本学諸学会との連絡を密にし、相互の研究の交流及び向上を図る。
 6. その他本会の目的を達成するに必要と認める事業を行う。
- 第4条** 本会の会員は本学の専任教員（特任教員を含む）及び学部学生とする。その際学部学生は学生会員となる。
ただし、非常勤講師、大学院生等（特別研究生を含む）で、本会の趣旨に賛同したものは、常任委員会の承認を得て、入会することができる。その際特別会員となる。
- 学生会員及び特別会員は常任委員および監事の選挙権および被選挙権を持たない。また総会での決議権を持たない。また本学を定年退職した会員で希望するものは名誉会員として常任委員会の承認を得て入会することができる。名誉会員は特別会員に含められる。
- 第5条** 本会の事務所を神奈川大学内に置く。
- 第6条** 本会の会務を処理するために、常任委員および監事をおく。
- 常任委員 会員（学生会員及び特別会員を除く）の中から互選する（若干名）。
- 会長 常任委員の中から互選する。
- 監事 会員（学生会員及び特別会員を除く）の中から会長が委嘱する（若干名）。
- 会長、常任委員、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第7条** 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第8条** 会員は所定の会費を納めるものとする。年会費は5000円とする。ただし名誉会員（永久会員）は会費を1万円一括払とする。
- 第9条** 会員には機関誌を頒ける。
- 第10条** 本会則の改正は総会の決議による。

附 則

この会則は2002年4月1日から施行する。

附 則

※以下の下線を2018年6月20日常任委員会で削除し、2018年6月27日の総会にて承認された。

第3条 3. 公開講演会、シンポジウム及び講習会を開催する。

第4条 ただし、非常勤講師、大学院生等（特別研究生を含む）で、本会の趣旨に賛同したものは、常任委員会の承認を得て、入会することができる。

また本学を定年退職した会員で希望するものは名誉会員として常任委員会の承認を得て入会することができる。名誉会員は特別会員に含められる。

◆投 稿 規 定◆

- (1) 本誌は、神奈川大学人文学会の機関誌であって、原則として年3回発行する。
- (2) 投稿資格は、学部学生会員を除く会員が有する。
在外研究期間中の投稿は、常に連絡が取れる状況であり、原稿、校正の締切を厳守し、守れない場合は常任委員会の方針に一任する。
- (3) 本誌は、研究論文、研究ノート、翻訳、学会動向報告、書評等を掲載する。
なお、外国語研究論文については、800字程度の日本語の要約を付記し、また、本文が英語以外の場合は英文の要約をも付記する。
- (4) 原稿の枚数については、原則として、研究論文・翻訳（400字詰原稿用紙：50枚以内）、研究ノート（同：30枚以内）、書評（同：20枚以内）、学会動向報告（同：10枚以内）とする。
なお、欧文の場合はA4判タテ用紙（65ミクロン×25行）1枚を400字詰め原稿用紙1.5枚分とし換算する。
- (5) 投稿原稿は、人文学会事務局に期日までに提出する。
- (6) 名誉会員の投稿については査読は行わない。
- (7) 原稿の採用の可否および掲載方法については、常任委員に一任する。
なお、特別会員（名誉会員は除く）による投稿原稿については査読を行う。
- (8) 特別会員と共に著で投稿された場合、専任教員が筆頭執筆者である場合は査読をしないが、特別会員が筆頭執筆者の場合は査読を行う。
- (9) 本誌に掲載された論文などについては、著作権（複製権、公衆送信権を含む）を人文学会に一括譲渡することに同意しているものとみなす。また、原則として本誌は、学会ホームページおよび神奈川大学学術機関リポジトリに登録する。ただし、個別の事情がある場合は、公開を控えるので、原稿表紙（エンブリー用紙）にその旨を記載すること。（2009.5.27 常任委員会で追加、2019.6.24 総会で承認、2019.7.24 常任委員会で修正・追加）
- (10) 院生の論文は指導教官の同意を得てから提出する。（2010.6.25 常任委員会で追加）

第197集 平31.3

マラルメの詩の「縁語」について

- [密雲の低く压しかぶさるあたりに…] を読む……………熊谷謙介
オーストラリアにおけるアボリジニ土地保有権運動と宗教……………ポール・シャックルフォード
発育発達と子育て支援の視点から見た日本と
ニュージーランドの子どもの健康と健康教育——食育を中心に——…渡部かなえ
医療サービスの研究に着目した国内の医学・健康地理学の研究動向……………三原昌巳
(翻訳) アレクサンダーの書 IV……………太田強正
(書評) 上海モダン『良友』画報の世界……………木之内誠
(古事記) 神話における「死」の豊穣性——四神の物語から……………山田妃奈乃

第198集 令元.9

オーストラリアにおける「黒人性」に関する一考察

- マイノリティ集団間研究に向けて……………栗田梨津子
子どもの健やかな発育発達を支援する
スウェーデンの幼児教育カリキュラム……………渡部かなえ
『閩都別記』から見る福建の地域文化……………張韜
清末の福建省留日学生に関する研究
——『清国留学生会館報告』と『官報』を中心に……………劉柯
対話場面における中国語フイラー「那个」と
「这个」の使用実態と機能……………楊洲
日中バイリンガル幼児の言語習得初期における語彙の発達
——2才1ヶ月までの発話を中心に……………王漫
(研究ノート) 韓国釜山市の医療ソーリズム事業における
自治体医療通訳支援……………三原昌巳
(翻訳) アレクサンダーの書 V……………太田強正
吉田初三郎の初期画業——演芸雑誌『演芸文庫』から……………吉田遼人
(書評) 松本和也『現代女性作家の方法』について
——小説と溶け合うことの政治性……………水川敬章